

東金市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、東京都心まで約60キロメートル、千葉県のほぼ中央部に位置し、古くは江戸時代に宿場町と近隣の農産物が集まる問屋街として街が形成された。以降、東金は物流の集散地としてにぎわうようになり、商業集積地として今日まで発展してきた。また古くから農業が産業の中心となり、市南側の平地では水稻栽培が盛んであり、北側山間部では杉を中心とした林業が発展をしてきたが、産業構造の変化や交通手段の変化等により農林業、商業は衰退傾向にある。

また、本市では、製造業を中心とした工場の誘致に力を入れており、昭和30年代に大規模な製造工場を誘致し、その後昭和43年に小沼田工業団地、昭和62年に東金工業団地、平成11年に千葉東テクノグリーンパークの各工業団地が完成すると多くの工場が建設され、製造業に従事する就業者の割合も一時的に多くなり、平成25年に圏央道の木更津・東金間が開通し、本市が高速道路の要所となったことから、物流業による大型倉庫の進出も目立つようになっている。しかし近年は、後継者不足や製造拠点の移転等により、製造業事業所数、従業者数が減少傾向にある一方で、卸小売業、飲食サービス業、医療福祉業を中心に第3次産業の就業者が増加している。

東金市の人口（人）

昭和40年	昭和50年	平成元年	平成10年	平成20年	令和3年
31,922	33,406	43,401	57,784	61,885	57,815

各年10月1日現在

産業大分類別、事業所数及び従業者数（民営の事業所）

	第1次産業人口	第2次産業人口	第3次産業人口
千葉県	13,553人 0.6%	385,568人 18.2%	1,722,092人 81.2%
東金市	416人 1.7%	4,559人 18.2%	20,009人 80.1%

「令和3年経済センサス」より

「製造業」事業所数及び従業者数（民営の事業所）

	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
事業所数（上段）	177	166	160
市内全事業所に占める割合	7.17%	7.15%	7.07%
従業者数（上段）	3,302 人	3,940 人	2,980 人
市内全業種に占める割合	12.85%	16.42%	11.93%

「経済センサス」より

「製造業」に属する事業所数、従業者数並びに製造品出荷額

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額合計（万円）
平成 26 年	88	2,504	10,366,087
平成 28 年	87	2,698	8,840,089
令和 3 年	95	2,838	8,700,560

「千葉県工業統計調査」より

(2) 目標

本市は、昭和の高度成長期に多くの工場、事業所が建設され、バブル経済期が終わるまでの間、人口の増加と平行して市内の製造業も大きく発展を遂げてきた。しかし、人口がピークを過ぎ、減少傾向の始まりにある中で、製造業だけでなく市内の各産業は人口減少による影響が現れ始めている。

このままでは後継者不足や生産性の低下により、休廃業が増加するなど企業を取り巻く環境は激しさを増していくものと予測されることから、本市は「導入促進基本計画」を策定し、企業の設備更新を促し、市内事業者の事業継続や経営安定を図ることとした。

本市では、「導入促進基本計画」策定認定企業数を年間 5 社とすることを目標として、制度の周知や計画作成、認定に係る支援など、市内関係団体と協力し積極的な設備更新を後押ししていこうとするものである。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業の現状は、製造業においては特定業種の企業城下町のような発展はなく、幅広い業種が立地している。また第 3 次産業を中心に就業者が増加しているため、本市の地域性を考慮した場合に、多くの業種での設備更新が進むことが望ましいため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条

第1項の表に掲げる指定設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業拠点は、工業団地、民間の商業集積地だけでなく、市内各所に多くの事業所が点在するため、本計画の対象区域は、本市区域の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業の事業所数・従事者数が大幅に減少しており、また今後は製造業以外の分野、特に本市の主要産業のひとつである農業分野においても高齢化が一段と進み、設備の更新が予測されるなど、幅広い分野での先端設備の導入が期待できることから、本市の計画では、全ての業種・事業を対象とする。

ただし、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済的波紋効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組でないこと
- ②暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画する事業でないこと
- ③公序良俗に反する事業でないこと
- ④東金市税を滞納している者が計画する事業でないこと

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。